



重度・ひとり親家庭・乳幼児医療 受給者証の更新を忘れずに!!

9月30日から重度・ひとり親・乳幼児医療の各受給者証の更新が始まりました。現在、お使いの各受給者証の有効期限は17年9月30日までです。

市では、9月中旬に該当する方へ申請書等を送付していますので、現在、お使いの受給者証、申請書、印鑑等を持参して、市民課医療給付係、上渚滑支所、渚滑出張所で更新手続きを済ませ、新しい各受給者証の交付を受けて下さい。

なお、所得制限により対象外となられた方には却下通知でお知らせしますので、受給者証をお返しく下さい。

〈見直されました〉

昨年10月に重度・ひとり親家庭・乳幼児医療制度が見直され、父子家庭の方も対象となるほか課税世帯の

方は、医療費の1割が自己負担(就学前児童の医療費は除く)となりました。

■対象

- ・重度・ひとり親医療の受給者証をお持ちの方(通知済)
- ・乳幼児医療は平成13年4月1日以降に生まれた方(通知済)
- ・平成16年10月の更新時に対象外となられた方(通知済)
- ・父子家庭の方(申請が必要です)

■手続きに必要なもの

- ・申請書および同意書
- ・印鑑
- ・健康保険証(加入している医療保険証)
- ・18歳~20歳未満の学生を扶養している方は在学証明書又は学生証の写し(ひとり親医療受給者)

■手続期間

9月30日から市民課医療給付係・上渚滑支所・渚滑出張所で更新手続きを行なってください。

- ・身体障害者手帳または療育手帳(重度医療受給者)
- ・現在お持ちの受給者証
- ・平成17年1月2日以後に転入した方は平成16年分の所得がわかる所得証明又は源泉徴収票

重度・母子医療は、現在受給者証をお持ちの方、乳幼児医療は、平成13年4月1日以降に生まれた方

父子家庭の方は医療給付係まで申請してください。

該当する方には、所得確認のため同意書等を送付します。(父子の方は送付しません)同意書を提出してもらい所得の確認を行います。(右下の表により)

限度額を超えた方

今年度は対象外です。

超えなかった方

受給者証を交付します。

問い合わせ先
市民課医療給付係 ☎④2111 内線321・467番

＝ 所得制限限度額表 ＝

扶養親族等の数	所得額 [控除後の額] (単位:円)		
	重度医療	母子医療	乳幼児医療
0人	6,287,000	2,360,000	4,600,000
1人	6,536,000	2,740,000	4,980,000
2人	6,749,000	3,120,000	5,360,000
3人	6,962,000	3,500,000	5,740,000
4人	7,175,000	3,880,000	6,120,000
5人	7,388,000	4,260,000	6,500,000

※ 所得制限の対象者は、受給対象者となる者の主たる生計維持者(世帯の中で最も所得の多い方を対象とし、世帯合算は行わない。)